

令和元年 6 月 7 日 生活環境委員会 議事録
12時57分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 田中 実穂

副委員長 北地 範久

委員 小田上 尚典, 賀屋 幸治, 和田 芳弘, 藤井 馨, 細川 雅子

議長 児玉 朋也

○欠席委員 なし

○田中委員長 皆さん、こんにちは。

定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

最初に執行部のほうから、今朝方の大雨について、何か報告があればお願いいたします。
吉村危機管理監。

○吉村危機管理監 それでは、未明から降り続きました雨によります6月7日大雨災害対応の状況を御報告させていただきます

本日5時46分に本市に大雨警報が発令されました。その後、6時30分に続いて土砂災害警戒情報が発令され、6時53分に洪水警報も発令されたところです。これに伴いまして、7時14分に市内に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しています。7時15分災害対策本部を設置しまして第1次職員非常配置を行ったところです。その後、雨は降り続いたんですが、その状況の中で避難者情報としまして、総合市民会館に5世帯5名、大竹会館に1世帯1名、合計で6世帯6名の方が避難されて来られました。災害における被害状況等なんですけど、玖波5丁目で床下浸水が1件あったと報告を受けております。その後、雨は小康状態となりまして、10時45分、土砂災害警戒情報が解除されました。11時29分に大雨洪水警報が解除となりましたので、12時をもって避難準備・高齢者等避難開始を解除し、災害対策本部を廃止したところでございます。

報告は、以上となります。よろしくお願いたします。

○田中委員長 ありがとうございます。

大した被害もなかったということで安心いたしました。

それでは、開会に当たり、市長さんに御挨拶をお願いいたします。

入山市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第37号、広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

執行部のほうから何か補足説明ございましたらお願いいたします。

建設部長。

○山本建設部長 このたびの議案でございますが、プレジャーボートの係留施設の適正化を目的とした手続に関する議案でございます。

担当のほうから説明いたします。よろしくお願いいたします。

○田中委員長 お願いをいたします。

辰川管理係長。

○辰川土木課課長補佐兼管理係長 広島県と大竹市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更についてでございます。

全国的に発生しております放置艇による諸問題を解決するために、国では平成25年度にプレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画を策定し、10年間で放置艇を解消する目標を掲げております。これを受けまして、広島県では令和4年度までに放置艇の解消を目指し取り組みを行っていくものです。これに必要な事務委託に関する規約の変更に関して、広島県と協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑のある委員の方、どうぞ。

細川委員。

○細川委員 済みません。朝早くから本当にお疲れさまでした。

数点、お尋ねいたします。

今、御紹介いただいたように、県のほうでも放置艇解消のための基本方針というのを策定しているようで、読ませてはいただいたんですけども、大竹市の港湾と漁港ありますよね。今、どのような状況になってるのかというのを少し教えていただきたいということと、このプレジャーボートの係留に関する事務を大竹市のほうから外すということなんですけれども、今後、大竹市は、そういった放置艇に関してどのようなかわり方をしていくのかという考え方を教えてください。

○田中委員長 では、答弁お願いいたします。

小田副参事。

○小田建設部土木課副参事 まず、大竹市内の各港に係留中のプレジャーボートの数についてお答えさせていただきます。

それぞれ港名とプレジャーボートの数は、港湾では、小方港は38隻、飛石港は24隻、小方南港は40隻、大竹市内の港全体では102隻です。あと、漁港のほうの質問もありましたので、お答えいたします。玖波漁港は99隻、阿多田漁港はゼロということでございます。

それと、プレジャーボートの管理につきまして、今回広島県にという趣旨の規約改正でございますが、ここ数年間は周知期間等ありまして、また取り締まりということ、それと適正なプレジャーボートの管理ということを広島県がやりますが、将来的には、大竹市が

受けていくようになるのではないかなという認識は持っております。広島県のほうも現地に職員がおりませんので、そのようになるのかなと考えておりますが、具体的に提示を受けたということはありません。

以上でございます。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 具体的には、当分は広島県がそういった調整をしていくという感じになるのかとは思いますが、広島県の計画だと漁港のほうも整理していくと書かれているんですけども、今の御紹介では玖波漁港には随分たくさんあるようなんですけども、広島県の港湾だけが整理されると少し玖波漁港のほう心配なんですけども、県と足並みをそろえて整備していく必要はあるかと思いますが、その辺のお考えを教えてくださいのと、もう一点なんですけども、この広島県のホームページ見ましたら放置艇解消のための基本方針に対する県民からの意見が幾つか出ているようですが、中にやっぱり漁業者、プレジャーボートと漁船が今混在している状況のようですが、漁業者とのトラブルがないようお願いしたいといった意見も出ているようです。特に、小方港にも漁船が停泊していると思えますし、玖波漁港のほうはもっとたくさんありますので、整備に当たって漁業者との調整がなかなか繊細な部分もあると思うんですけども、それに当たっては、例えば、漁業協同組合に協力をお願いしていくというのがいいんじゃないかという気もするんですけど、このお考えをお聞かせください。

○田中委員長 小田副参事。

○小田建設部土木課副参事 まず、玖波漁港とか小方港でもプレジャーボートが係留していることがあります。旧小方漁港が統合されたという関係がありますので。まず、水域については、水域の区分けをすると、プレジャーボートをとめるエリアと漁業者のエリアを区分けをして、そういうトラブルがないようにすると聞いております。

2点目、将来の管理はそういったトラブルがないだろうという予測のもとにやっても、やはり私どもも現場の玖波漁港にいないということもありますので、公共的団体であります玖波漁協とは、お話をしてはないんですけど、そういったとこに管理をお願いするということのも一つの考え方だと現時点では認識しております。

それと、広島県におきましては、港湾と漁港、これは広島県が管理する港湾、広島県が管理する漁港ということでございます。大竹市におきましては、阿多田漁港と玖波漁港につきましては、大竹市が管理しております。もうこれは大竹市の所有物ということになっておりますので、今回入っておりません。ただし、委員御指摘のとおり、小方港とか小方南港の適正管理をやっていくと、玖波漁港に逃げていくというか、移っていくというおそれもありますので、県内の動向も見ながら適正に、また、地元の漁協さんとも協議しながら考えていきたいと。ただし、適正管理の周知期間は数年間とって取り組んでいくようになるかと思えます。

以上でございます。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。

もう既に、広島県の港湾のほう有料になるみたいよといううわさも流れているとか、そういうのを見ると、そうなの、じゃあ玖波漁港はただなのみたいなのも、もうそういううわさは流れるのは早いですから、広島県のほうが決まった途端に今度は玖波漁港のほうでトラブルが起きるといことになると心配ですので、ぜひ、そういうことのないようをお願いしたいと思います。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 関連することですけども、現在の市内にある各港のプレジャーボートの数は大体お聞きしたんですけども、この中で、既に高齢化に伴って、若いときは船持って乗りよったけど、もう年でもう乗れんよとか、あるいは所有者の方がお亡くなりになって、その後の引き継ぎがされてないと、いわゆる放置艇に移行するんじゃないかというおそれがあるような、使用されていない船等もあるかと思うんですけども、そういった調査というのはされているのかというのと、もう一つは、それぞれの港の遊漁船の会等があるかと思うんですけども、そことの協議と申しますか、話はどの程度進んでいるのか、全くしてないのか、今からするのか、その辺を含めてわかれば教えていただきたいと思うんですけども、まずその2点お願いします。

○田中委員長 小田副参事。

○小田建設部土木課副参事 各港にそういった、遊漁船の会等がございます。今回、プレジャーボートの係留に対する新しいルールは、平成31年3月に広島県における放置艇対策に関する説明会が開催されており、漁業協同組合等には説明するように聞いておるんですけど、大竹市のほうから遊漁船の会等に、まだ話はしておりません。大竹市としても今後、広島県と連携して説明・周知を行っていきたいと思います。

あと、放置艇の話でございますが、現時点で詳細な放置艇の調査はしてませんが、数年前だったと思うんですけど、放置艇があったことについて適正な処管理をしたことはあります。ただ、現時点で、ずっと係留してるもので放置艇があるという認識は、今は持ってません。詳細な点検ができてないということになるかと思えます。

以上でございます。

○田中委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ぜひ放置艇の問題は、将来港に誰も使用しない船がずっと存在して、沈船となって、先では管理者のほうで費用をかけて処分をしないといけないということになるかと思うんで、早いうちにその辺の調査も遊漁船の会等と一緒にさせていただいて、所有者をまず特定して、所有者の方に乗られないんだったら処分なり適切な場所に移動してくれという指導をする必要があるかと思うんですよ。そうしないと、さっき言いましたように、結果的に後で費用をかけて処理を大竹市のほうでしないといけないということになると思うんで、そのあたりをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○田中委員長 今のは要望でいいですか。

○賀屋委員 はい。

○田中委員長 他に質疑ございませんか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 では、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。

以上で、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第35号、大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件でも本会議場で説明がございましたが、追加説明がございましたらお願いいたします。

豊原健康福祉部長。

○豊原健康福祉部長 特に補足説明等ございませんので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 朝からお疲れさまです。

まず、この説明のときにもあったんですけど、この家庭的保育事業の対象になる事業所というのは、今現状ないということだと思うんですけど、なぜないのかというところもあわせて聞けたらなと思うんですが、現状、待機児童が何名いるのか、あと、それが3歳未満児なのか、過去何年か数がわかれば、聞けたらなと思います。

あと、国の基準以外の、例えば希望するところに入れなくて入所しないよという基準は満たしてないんだけど、待機児童と言えるかどうか微妙なところだと思うんですけど、そういう児童がいるのかどうか、まず、そこを教えてください。

○田中委員長 児童係長。

○丸茂児童係長 まず、大竹市の待機児童のことについて、御説明申し上げます。

待機児童は、先ほど委員さんおっしゃられました国の定義する待機児童と、そしてもう一つ定義があります。まず、国の定義というものは、保育所の開所時間と保護者の就労時間の関係から送り迎えが間に合わないために、特定の保育所のみでない児童は預けられ

ないとか、また、地理的な要件や自動車などの交通手段がなく、特定の保育所のみでない
と通えないといった場合に、その特定の保育所にあきがなく入所できない場合を、国が定
義する待機児童とといいます。

その人数は、今年度は現在のところおりません。しかしながら、平成29年度には11名、
平成30年度は3名の待機児童が発生しております。これが国の定めた待機児童の数字です。

もう一つは、大竹市のいずれかの保育所ではゼロ歳から5歳までのあきがあるんですけ
ど、開所時間も就労時間内であり入所は可能なんですけど、他に希望する保育所があり、
その保育所に空きがなく入所しないといった保護者の児童で、こちらは国が発表している
待機児童数の数には含まれない待機児童として、私的理由に位置づけられる待機児童とい
うこととなります。こちらは、平成30年度は4名で、今年度は現在15名おられます。年齢
はいずれも3歳未満児となっています。

これらの児童につきましては、新たに保育士の増員により受け入れるよう努力しておる
んですけども、昨今の保育士不足によりなかなか解消できない状況となっています。

家庭的保育事業については、3歳未満を預ける施設であるので、実施する事業者がいれ
ば保育の受け皿の拡充が期待できるため、大竹市としましても実施を希望する事業者さん
には、積極的に協力させていただきたいと考えており、施設整備に関して補助制度も設け
ております。

今、家庭的保育事業の実施事業者は大竹市にない理由としましては、ほかの市町の状況
を見ますと、広島市は、多数設置されておるんですけども、廿日市市では1つ、岩国市で
も2つという状況になっております。これらのほとんどが、これまで認可外保育所から家
庭的保育事業者に移行したものと伺っております。こうした状況を見ますと、大竹市では
人口が減少していることや、また一般の児童を受け入れる認可外保育所がない地域である
ため、家庭的保育事業を実施・運営していこうという事業者が少ないのではないかと考え
ております。

これまでこの事業について相談を受けているんですけども、まだ実施に向けた具体的な
話までには至っておりません。

以上です。

○田中委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

興味を持っていただいている事業者さん、あるということなので、うちの場合もさかえ保
育所を希望してて入れなくて、今、知恩保育園に通ってるんですけど、どうしても入れな
いと共働きでやってけないという場合には選ぶと思うんですけど、この私的理由の待機と
いうのが不思議だなと思うところがあるんですけど、こういう場合、保育所に入れる条件
なのに預けてないということですよ。預けなくてもやっていけるといのが、不思議だ
なという、もちろん周りの方の協力があったりするんですけど、こういう方がおられて、
例えば家庭的保育事業をやってくれるところがあればニーズとマッチングすると思ひ
ますし、今、3歳児以上はあきがあるところが多いと伺ってますんで。

議案による基準の緩和の内容ですけど、この緩和は経過措置がある中でも、しっかり連

携していけるんじゃないかなと思うんで、この事業者さん、興味持たれたときには、しっかり後押ししていただけたらなと思いますんで、よろしくお願いします。

以上です。

○田中委員長 いいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第3、議案第40号、令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する追加説明がございましたら、お願いいたします。

豊原健康福祉部長。

○豊原健康福祉部長 この件も特に補足説明等ございません。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○田中委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。

(元. 6. 7)

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田中委員長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて生活環境委員会を閉会をいたします。

13 : 20 閉会